

## 春日井市週休2日制工事試行要領（建築系）

（趣旨）

第1条 この要領は、春日井市が発注する工事において、建設業における労働環境の改善や将来の人材確保を図るため、週休2日制工事を施行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制 第4条に規定する対象期間の全日数に対する現場閉所の割合（以下「休日取得率」という。）が28.5%以上を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所 1日を通して現場で作業を行わない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（対象工事）

第3条 週休2日制の対象工事は、発注者が選定する工事とする。

（対象期間）

第4条 週休2日制の対象期間は、契約締結日の翌日から完了届が提出された日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了届が提出された日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）

- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 施工を開始する日が火曜日から土曜日までの場合、施工開始日を含む週
- (7) 施工を完了した日が日曜日から木曜日までの場合、施工完了日を含む週
- (8) 工事全体を一時中止している期間
- (9) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）  
（受注者の努力義務）

第5条 週休2日制の工事を受注した事業者は、1月において4週8休以上が達成できるよう努め、毎月第2週・第4週については土曜日を現場閉所するよう努めること。

- 2 非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日制に取り組めるように努めること。

（休日取得率の算出方法）

第6条 対象期間の休日取得率の算出に当たっては次のとおりとする。

- (1) 施工を開始する日が月曜日の場合、前日の日曜日を第1日目とする。
- (2) 施工を完了した日が金曜日の場合、翌日の土曜日を最終日とする。

（取組内容）

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成の上、監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (3) 発注者が週休2日制に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施

する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定への反映)

第8条 工事成績評定への反映については、次のとおりとする。

- (1) 週休2日制に取り組んだ工事については、休日取得率が28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定表の「4.工事特性 32)その他」において加点評価を行うものとする。
- (2) 休日取得率が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点を行わないものとする。

(経費の補正)

第9条 週休2日制に取り組んだ工事における経費については、休日取得率が次の(1)から(3)までの状況に応じた労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)とする。

- (1) 休日取得率が4週8休以上(28.5%以上)
  1. 05
- (2) 休日取得率が4週7休以上4週8休未満(25%以上28.5%未満)
  1. 03
- (3) 休日取得率が4週6休以上4週7休未満(21.4%以上25%未満)
  1. 01
  - 2 発注者は、休日取得率が4週8休未満の場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額し、変更契約を行うものとする。

(工事名)

第10条 発注者は対象工事の名称の末尾を「(週休2日制工事)」と明示する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する